

第 44 号議案

茨城県教職員保健管理規則の一部を改正する規則

茨城県教職員保健管理規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県教職員健康審査委員会規則

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」という。）の保健管理に関し必要な事項について審査するため、茨城県教職員健康審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審査会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項を審査する。

（1）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項第 1 号に該当するものとして休職にされた職員及び職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 29 年茨城県条例第 43 号）第 6 条に規定する療養休暇（市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 40 年茨城県条例第 46 号）第 2 条において読み替えて準用する場合を含む。）のため引き続き勤務しなかった職員の復職に関する事項

（2）その他職員の保健管理に関し教育委員会が必要と認める事項

第 3 条から第 9 条までを削る。

第 10 条第 4 項中「おく」を「置く」に改め、同条第 6 項中「あたる」を「当たる」に改め、同条を第 3 条とし、第 11 条から第 14 条までを 7 条ずつ繰り上げる。

第 15 条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第 8 条とし、第 16 条を第 9 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜

(提案理由)

県立学校の教職員及び県費負担教職員の健康の保持増進を図るため、傷病等により相当期間の療養が必要であると認められた者に対する措置を茨城県教職員健康審査委員会の審査業務として定めるとともに、法令等の改正を踏まえ、所要の見直しを行うもの。

茨城県教職員保健管理規則 新旧対照表

改正後	現 行												
<u>茨城県教職員健康審査委員会規則</u> <u>(設置)</u> <u>第 1 条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員（以下「職員」という。）の保健管理に関し必要な事項について審査するため、茨城県教職員健康審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。</u> (削除) (削除) (削除)	<u>茨城県教職員保健管理規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、法令等に別段の定めがあるもののほか、茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する県立学校の職員並びに市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員（以下「教職員」と総称する。）の保健管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (健康診断の実施等) 第 2 条 教職員の定期健康診断は、学校の設置者が別に定める時期に行なうものとする。ただし、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるときは、臨時に健康診断を行なうものとする。 2 県立学校の学校長は、健康診断を行なった後すみやかにその結果を教育長に報告しなければならない。 3 教育長は、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員に係る健康診断の結果について必要があると認めた場合は、市町村教育委員会に対しその報告を求めることができる。 4 所属長は、教職員の健康について異常があると認める場合は、医師の診断を受けるよう指示しなければならない。 (健康審査の申請) 第 3 条 健康診断の結果並びに医師の診断により、発病のおそれがあると認められた者及び発病により引続き 3 か月以上の休養又は療養が必要であると認められた者は、健康審査申請書（様式第 1 号）に医師の診断書（様式第 2 号）その他必要な資料を添えてすみやかに教育長に提出しなければならない。ただし、結核性疾患の者にあつては、医師の診断書、エックス線写真（大陸判）その他必要な資料を、神経精神疾患の者にあつては、医師の診断書、所属長の観察報告書（様式第 3 号）その他必要な資料を添付しなければならない。 (指示区分) 第 4 条 教育長は、教職員に対し、その所属長を経て、健康診断又は前条による結果について次の表の区分により指示するものとする。 <table><tr><th>指示番号</th><th>指示区分</th><th>指示内容</th></tr><tr><td>A1</td><td>要休業要医療</td><td>医師により、直接の医療行為を受け、休暇又は休職の方法で、療養のため必要な期間勤務させないこと。</td></tr><tr><td>B1</td><td>要軽業要医療</td><td>医師により直接の医療行為を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で、勤務を軽減すること。</td></tr><tr><td>B2</td><td>要軽業要観察</td><td>定期的に医師の観察指導を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減</td></tr></table>	指示番号	指示区分	指示内容	A1	要休業要医療	医師により、直接の医療行為を受け、休暇又は休職の方法で、療養のため必要な期間勤務させないこと。	B1	要軽業要医療	医師により直接の医療行為を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で、勤務を軽減すること。	B2	要軽業要観察	定期的に医師の観察指導を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減
指示番号	指示区分	指示内容											
A1	要休業要医療	医師により、直接の医療行為を受け、休暇又は休職の方法で、療養のため必要な期間勤務させないこと。											
B1	要軽業要医療	医師により直接の医療行為を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で、勤務を軽減すること。											
B2	要軽業要観察	定期的に医師の観察指導を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減											

		すること。
	C1	要 注 意 要 医 療
	C2	要 注 意 要 観 察
	C3	要 注 意 健 康
	D	健康
(削除)	(要軽業者及び要注意の義務) 第 5 条 「B1」,「B2」,「C1」,「C2」,又は「C3」の指示を受けた者のうち、結核性疾患の者にあつては、教育長の指示により、毎年定期に健康診断を受け、医師の診断書、エックス線写真、その他必要な資料を添え、所属長を経て、教育長に提出し、新たな指示を受けなければならない。 2 結核性疾患以外の疾病で「B1」,「B2」,「C1」,「C2」,又は「C3」の指示を受けた者は、疾病が治ゆするまで、必要に応じ医師の診断を受け、医療報告書(様式第 4 号)(神経精神疾患の者にあつては、病状報告書(様式第 5 号)及び所属長の状況報告書(様式第 6 号))を所属長を経て、教育長に提出し新たな指示を受けなければならない。	
(削除)	(療養の義務) 第 6 条 第 4 条の規定により、A1 の指示を受けた者は、特別な理由がない限り、その指示を受けた日から 2 週間以内に、医療機関に入院し、療養に専念しなければならない。 2 前項の規定により入院した者は、10 日以内に医療報告書を、所属長を経て、教育長に提出しなければならない。	
(削除)	(自宅療養) 第 7 条 前条第 1 項の規定により、療養しなければならない者が、特別の理由により自宅において療養しようとするときは、自宅療養願(様式第 7 号)を教育長に提出し、指示を受けなければならない。 2 前項の規定により、自宅において療養する者のうち結核性疾患の者にあつては、毎月胃液培養検査を受けるとともに、毎年 11 月末日までに、医療報告書、医師の診断書、胃液培養検査表、その他必要な資料を教育長に提出し、新たな指示を受けなければならない。 3 結核性疾患以外の疾病により教育長の承認を受けて自宅療養をする者は、必要に応じ医療報告書(神経精神疾患の者は、病状報告書及び所属長の状況報告書)を所属長を経て教育長に提出しなければならない。	
(削除)	(出勤又は復職) 第 8 条 疾病により、引続き 3 カ月以上の休暇又は休職により療養に専念している者が、疾病の治ゆにより、出勤又は復職しようとするときは、医師の指示を受け、教育長の審査を受けなければならない。ただし、結核性疾患の者にあつては、教育長の指示により毎月胃液培養検査を受けた者でなければ、この審査	

(所掌事務) <u>第2条 審査会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項を審査する。</u> <u>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項第1号に該当するものとして休職にされた職員及び職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)第6条に規定する療養休暇(市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例(昭和40年茨城県条例第46号)第2条において読み替えて準用する場合を含む。)のため引き続き勤務しなかった職員の復職に関する事項</u> <u>(2) その他職員の保健管理に関し教育委員会が必要と認める事項</u> (組織) 第3条 審査会は、委員若干人をもつて組織する。 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。 3 審査会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、選出は、委員の互選による。 4 審査会に、必要に応じ専門委員若干人を置く。 5 専門委員は、教育長が委嘱する。 6 専門委員は、専門事項の審査に当たる。 (権限) 第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (会議の決定方法) 第6条 会議の議事は、出席委員全員の同意を得て、議長がこれを決する。 (専門委員による審査) 第7条 委員長は、緊急を要する事案で会議を招集する暇がないとき、又は軽易な事案で特に会議を招集する必要がないと認めるときは、専門委員に審査させることによつて審査会の審査に代えることができる。 2 委員長は、前項の規定により専門委員に審査させたときは、その結果を次の審査会に報告しなければならない。	を受けることができない。 2 前項の規定により、審査を受けようとする者は、前月10日までに、健康審査申請書に医師の診断書、その他必要な資料を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、神経精神疾患の場合は、医師の診断書、所属長の状況報告書その他必要な資料を添付しなければならない。 (審査会の設置) 第9条 次の各号に掲げる事項を審査するため、茨城県教職員健康審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。 (1) 第5条に規定する新たな指示内容 (2) 第6条から第8条に規定する指示内容 (3) その他必要な事項 (組織) 第10条 審査会は、委員若干人をもつて組織する。 2 委員は、教育長が委嘱又は任命する。 3 審査会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、選出は、委員の互選による。 4 審査会に、必要に応じ専門委員若干人を置く。 5 専門委員は、教育長が委嘱する。 6 専門委員は、専門事項の審査にあたる。 (権限) 第11条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議) 第12条 審査会の会議は、委員長が招集する。 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。 (会議の決定方法) 第13条 会議の議事は、出席委員全員の同意を得て、議長がこれを決する。 (専門委員による審査) 第14条 委員長は、緊急を要する事案で会議を招集する暇がないとき、又は軽易な事案で特に会議を招集する必要がないと認めるときは、専門委員に審査させることによつて審査会の審査に代えることができる。 2 委員長は、前項の規定により専門委員に審査させたときは、その結果を次の審査会に報告しなければならない。
---	---

(報告) 第 8 条 委員長は、審査の結果を<u>速やかに</u>教育長に報告しなければならない。 (事務) 第 9 条 審査会の事務は、教育庁学校教育部保健体育課において行う。 (委任) <u>第 10 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、教育長が定める。</u>	(報告) 第 15 条 委員長は、審査の結果を<u>すみやかに</u>教育長に報告しなければならない。 (事務) 第 16 条 審査会の事務は、教育庁学校教育部保健体育課において行う。
---	--

茨城県教職員保健管理規則改正の概要

1 審査会の現況及び見直し案について

- 根拠法令 茨城県教職員保健管理規則（以下「規則」）第9条
- 審査目的 県立学校及び市町村立学校の教職員の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため、休養又は療養が必要であると認められた者及び復職しようとする者に対する適切な指示区分の審査を行う。
- 審査委員 内科医1名、精神科医1名、市立保健所長、精神保健福祉センター長、保管体育課長の計5名

審査種別	現在の取り扱い	課題	見直し案	理由
①新規療養 (R5:161件)	医師により、連続して3か月以上の療養が必要との診断の妥当性を判断	・休職者数が増加傾向にある中、審査申請手続きが、<u>学校、市町村教育委員会、教育事務所の負担</u>となっている。 ・内申時に医師2名の診断書を提出させているが、同じ診断書を基に審査を行っているため、審査会委員からは、<u>診断以上の意見を出すことが困難</u>。	廃止	・職員の分限に関する条例の規定により休職させる場合、医師2名の診断書を取得しており、改めて審査会に諮る必要性がない。
②療養延長 (R5:256件)	①により療養している者のうち、承認された療養期間を超えて、更なる療養延長の妥当性を判断		廃止	
③復職 (R5:111件)	①、②により療養している者のうち、出勤・復職しようとするものの是非を判断		継続	・学校長が軽業等の指示を行う際の根拠として審査が有用であるため。
④区分変更 (R5:51件)	③により、B1～C3のいずれかの指示区分を受けて復職した者のうち、指示区分の変更の是非を判断		継続	

○指示区分

指示番号	指示区分	指示内容
A1	要休業要医療	医師により、直接の医療行為を受け、休暇又は休職の方法で、療養のため必要な期間勤務させないこと。
B1	要軽業要医療	医師により直接の医療行為を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で、勤務を軽減すること。
B2	要軽業要観察	定期的に医師の観察指導を受けながら、勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減すること。
C1	要注意要医療	医師による直接の医療行為を受けながら、ほぼ平常どおりの勤務でよいこと。
C2	要注意要観察	定期的に医師の観察指導を受けながら、ほぼ平常どおりの勤務でよいこと。
C3	要注意健康	医師による直接の医療行為は必要ないが、向後3か年間医師の観察を必要とすること。
D	健康	全く平常どおりの勤務、生活でよいこと。

2 法令改正等の概要

学校保健法（制定時）において、市町村立学校の教職員の結核に関する健康診断等について、都道府県の教育委員会が行うこととされていたが、昭和53年の法改正により、他の健康診断と同様に市町村教育委員会が実施することとなり、平成19年には結核予防法が廃止された。職場におけるメンタルヘルス対策が社会問題になるなど、法制度や教職員の保健管理を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、審査委員会の役割など、所要の見直しを行うもの。